

第7回 特定複合観光施設区域整備推進本部 会合 議事録

日時：令和2年12月18日（金）9：30～9：40

場所：官邸2階大ホール

議事録：

（赤羽 I R 担当大臣）

ただいまから、特定複合観光施設区域整備推進本部を開催いたします。

まずは、私から、基本方針案及び I R 推進本部の接触ルール案について、ご説明致します。

お手元の資料 1-1 の基本方針案の概要をご覧ください。

基本方針案については、昨年9月にパブリックコメントを実施し、その後、カジノ管理委員会からの指摘等を踏まえた修正案についても本年10月に再度パブリックコメントを実施した上で、今日15日、自民党政調審議会・総務会及び公明党政調全体会議でもご審議の上、ご了承をいただいたものでございます。

来年10月から再来年4月にかけて、自治体から I R の区域整備計画の認定申請を受け付け、その後、有識者により構成される審査委員会において審査を行い、国土交通大臣が認定することとしておりますが、この基本方針案は認定に当たっての考え方やルールを定めるものであります。

この中では、資料右側に記載されているように、I R の区域整備計画の認定審査に係る基準として、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現」、「経済的社会的効果」、「I R 事業運営の能力・体制」、「カジノ事業収益の活用」、「カジノ施設の有害影響排除等」の5項目を定めており、依存症などの弊害防止対策に万全を期しながら、国際競争力があり、滞在型観光の促進に資する日本型 I R を実現するものとなっております。

また、I R 整備における公正性・透明性の確保を徹底するため、資料左側「第4 区域整備計画の認定」の部分に記載のとおり、I R 推進本部等において I R 事業者との接触ルールを策定することとなっております。

I R 推進本部の接触ルール案の具体的な内容は、お手元の資料 2-1 をご覧ください。

接触ルール案においては、I R 事業者と面談を行う際には複数人で対応し、面談終了後に記録を作成すること等が定められており、このルールを厳格に適用することによって、I R 整備に対する国民の信頼と理解をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

本日、この I R 推進本部において、以上の基本方針及び I R 推進本部の接触ルールについて、両案のとおり決定したいと考えております。ご異議ございませんでしょうか。

ご異議がないようですので、基本方針及び I R 推進本部の接触ルールにつきましては、原案のとおり I R 推進本部において決定したものといたします。引き続き、I R の実現に向けた閣僚各位のご協力をお願いいたします。大変ありがとうございました。

最後に、本部長である菅内閣総理大臣から御発言を頂きたいと思っております。その前にプレスを入室させます。

(プレス入室)

それでは、基本方針及び I R 推進本部の接触ルールの本部決定に当たり、本部長である菅内閣総理大臣から御発言をお願いいたします。

(菅内閣総理大臣御発言)

I R の整備は今後、我が国を「観光先進国」としていくための重要な取組です。

本日、決定された「基本方針」は、カジノだけでなく、国際会議場・展示場や大規模な宿泊施設を併設し、家族で楽しめるエンターテインメント施設である日本型 I R の整備により、魅力ある滞在型観光の実現を目指すため、今後、各地域の計画の認定を行う際の基準などを盛り込んでおります。

関係各位におかれては、本日接触ルールが決定されたことも踏まえ、公正性・透明性を確保し、国民の理解を頂きながら、I R の整備にあたり必要な準備を今後も着実に進め、政府一丸となって「観光先進国」の実現を目指していただくよう、お願いします。

(赤羽 I R 担当大臣)

ありがとうございました。プレスの方々のご退室をお願いいたします。

(プレス退室)

ありがとうございました。第七回本部会合は、以上をもって終了いたします。

なお、本日の本部会合の概要については、閣議後記者会見において私から報告いたします。本日はどうもありがとうございました。